

平成17年3月25日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

式根島における泊地整備及びその他工事契約に係る支出が違法・
不当であるとして必要な措置を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	新 藤 義 彦
同	藤 川 隆 則
同	三 栖 賢 治
同	筆 谷 勇

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請 求 書 の 提 出

平成17年1月24日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

ア 式根島において、都港湾局発注の「平成15年度野伏漁港 - 4 . 5 M泊地整備及びその他工事」が行われ、平成16年度にも継続して行われた。

平成15年度工事において、しゅんせつした岩塊は陸揚げし、村が管理している一時保管場所「ソバ地区」に仮置きしていた。

上記仮置きしておいた岩塊を、平成16年度工事において海洋投棄した。

しかし、海洋投棄した場所は、契約書には野伏漁港から10km離れた「N 34° 18' 60" E 139° 19' 40"」となっているにもかかわらず、野伏漁港から1km(海岸から200m~300m)の地点に投棄されたと、都港湾局担当者から確認した。

投棄地点を10kmから1kmに変更したのであれば、当然支払単価も安く

なるはずである。

しかし、設計変更は行われておらず、投棄地点を10kmとして支払っているという。

イ 上記投棄地点が10km先であるとした工事完了写真（業者提出アルバム）が存在し、その写真には、都大島支庁新島出張所職員が事実を確認している姿が写っている。

つまり、虚偽の工事完了写真を都職員も了承して本件支払を行っていたことになる。

ウ 請求人には積算方法が分からないので、 $10\text{ km} - 1\text{ km} = 9\text{ km}$ の船の使用料を賠償請求額とする。

（2）措置請求

前抗建設株式会社の不当利得は当然であるが、本件は都職員が立会いし、虚偽の工事完了の報告まで行っており、関係職員の違法な支出にも当たる。

よって、同社の不当利得を返還させること、又は本件財務会計担当者の自己の責任で都に返還させることを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

「平成15年度野伏漁港 - 4.5M泊地整備及びその他工事」（以下「15年度工事」という。）及び「平成16年度野伏漁港 - 4.5M泊地整備及びその他工事」（以下「16年度工事」という。）に係る公金の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

総務局及び港湾局を監査対象とした。

なお、環境省、新島村及びにいじま漁業協同組合に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行う旨の申出があったが、陳述の聴取を予定していた当日、陳述を取り止める旨の連絡があった。新たな証拠の提出はなかった。

また、平成17年2月25日に監査対象局職員の陳述の聴取を行ったが、請求人は立ち会わなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件請求対象工事の概要について

15年度工事及び16年度工事の概要は、表1のとおりである。

(表1) 15年度工事及び16年度工事の概要

	15年度工事	16年度工事
起工年月日	平成15年11月20日	平成16年 5月 7日
契約年月日	平成16年 1月20日	平成16年 6月22日
履行期限	平成16年 3月30日	平成16年10月18日
契約金額	1億2,495万円	(当初) 1億1,917万5,000円
請負者	前抗建設株式会社	前抗建設株式会社
工事概要	(1) - 4.5M泊地整備 整備深度 - 4.5m 整備面積 8,450m ² 純土量 6,170m ³ (2)付属工 コーナー防舷材取付 2箇所	- 4.5M泊地 ブロック撤去・移設工 490個 中詰石撤去工 5,200m ³ その他 一式
特記仕様書の 主な記載事項	本工事で発生する岩塊は、島内村営の公共土砂処分場へ運搬・処分することとしているが、詳細は監督員の指示による。	本工事で発生する中詰石(1~2t/個)は、漁港区域から10km以遠の海上に投棄する。 前年度工事で発生した岩塊は、島内村営の公共土砂処分場へ運搬・処分することとしていたが、本工事にて岸壁まで運搬し、作業船にて、漁港区域から10km以遠の海上に投棄する。

(2) 15年度工事及び16年度工事の設計、工事監督等担当部所について

15年度工事及び16年度工事は、港湾局離島港湾部建設課(以下「設計担当部門」という。)が設計を担当し、同部管理課が起工決定し、財務局経理部契約第一課が契約手続を行った。

契約締結後、港湾局長は総務局大島支庁長に対し、東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和39年東京都規則第130号)第30条に基づき工事監督を、また、第17条に基づき工事検査を依頼した。なお、工事監督依頼文には、「設計変更の必要が生じた場合は、離島港湾部管理課事業調整係と調整の上、速やかに変更処理願います。」と記載されている。

大島支庁(以下「工事監督部門」という。)は、大島支庁港湾課長及び新島出

張所職員2名を、それぞれ総括監督員、主任監督員及び担当監督員に任命し、請負者に通知した。

なお、港湾課長の勤務地は大島であり、主任監督員及び担当監督員は「新島港湾空港工事事務所」（新島出張所庁舎から徒歩約5分）に勤務している。

（3）16年度工事の契約変更について

16年度工事は、移設した消波ブロックの下の中詰石を撤去した際、一部に岩があることが判明し、-4.5mまで砕岩掘削することとしたことを主な理由として、工事監督部門が設計変更手続をし、平成16年10月6日付けで契約変更されたため、契約金額は1億2,147万4,500円（約230万円の増額）となった。

（4）16年度工事の請負代金等の支払について

平成16年7月16日に前払金4,760万円が支払われ、同年12月16日に残代金7,387万4,500円が支払われた。

2 監査対象局の説明

（1）工事の概要

ア 事業化の背景

監査請求対象工事の施工場所は、伊豆諸島の新島村式根島の野伏漁港である。

伊豆諸島航路では、平成14年4月から東海汽船株式会社が高速ジェット船を就航させた。この高速船の就航により、神津島までが東京から日帰り圏となり利便性が向上した。また、平成14年5月から、東京都漁業協同組合連合会の大型活魚運搬船が新たに就航した。

これらの船舶特に高速ジェット船は、接岸時に波の影響を受けやすく、安定的な就航を確保することが重要な課題であった。平成14年6月には、当時の式根島漁業協同組合から、冬期における鮮魚・氷・油などの輸送の安定確保及び高速ジェット船の就航率改善を図るため、港の入り口の拡幅及び港内での船舶の回頭水域を確保するためのしゅんせつ工事の施行について要望があった。

野伏漁港は、式根島における貨客の物流拠点であるため、港湾局は、必要性、緊急性等を検討の上、にいじま漁業協同組合からの要望を受け入れて工事を実施することとし、国に対し特定漁港漁場整備事業計画変更書を届け出、平成1

5年8月、事業計画の変更について農林水産大臣より整備計画の基本方針に適合する旨の通知を得た。

イ 工事概要

(ア) 15年度工事

平成15年10月から測量調査を実施したのち、設計・起工を行い、契約期間平成16年1月20日から同年3月30日まで、契約金額1億2,495万円で、消波ブロックの一部撤去としゅんせつ工事を行った。しゅんせつで発生した岩塊は陸上保管した。

(イ) 16年度工事

契約期間平成16年6月22日から同年10月18日まで、最終契約金額1億2,147万4,500円で、平成15年度に引き続く消波ブロックの撤去及び港内での転用と島内他港で再利用するための移設工事を実施した。同時に撤去した消波ブロックの下の中詰石と15年度工事で陸上保管した岩塊の海洋投入も実施した。

(2) 本件監査請求に係わる事実経過

ア 投入場所について

平成16年1月中旬、にいじま漁業協同組合から野伏漁港泊地整備工事で発生する建設石材を、魚礁として防波堤の前面に設置したい旨の提案を受けていたが、提案場所が新島と式根島を結ぶ海底水道管の埋設箇所に近接しているため、投入場所として決定するには至らなかった。一方、新島村からは、式根島ソバ地区に仮置きされた砂が飛散することについて、住民から苦情が多く寄せられているため、平成15年度に受け入れた岩塊を16年度工事で発生する中詰石とともに海洋投入等することについて検討を依頼する旨の要望書が港湾局離島港湾部長あてに平成16年2月27日付けで提出された。16年度工事の設計に当たっては、漁業協同組合と村からの要望を受けて、岩塊と中詰石を魚礁材として活用することを想定していた。

しかし、波浪の厳しい冬になる前に、高速ジェット船及び大型活魚運搬船の就航を確保するためのしゅんせつ工事を終了させる必要があったため、にいじま漁業協同組合と魚礁設置場所の調整が整わないまま、岩塊及び中詰石の投入場所について「野伏漁港区域から運搬距離で10km」地点以遠として、平成16年4月16日設計を終え起工した。

なお、この設計時の仕様書中、「海洋投棄」と表記したことについては、後に海上保安部との打合わせにより、漁場造成に活用することを説明し、「投棄とは、投入し、魚礁として再利用・有効活用することである」と表記を変更した。

イ 投入場所の変更について

平成16年6月22日の工事契約締結後、監督員が投入場所をにいじま漁業協同組合に確認したところ、同年7月7日に、副組合長から口頭で、岩塊・中詰石を魚礁として、「野伏漁港北方1km地点」に投入してほしい旨の要望を受けた。この結果、監督員は同日「野伏漁港区域から10km地点」から「野伏漁港北方1km地点」へ海洋投入地点を変更するよう、請負者に対して口頭で指示した。指示書は同年9月15日以降に同年7月8日付けで請負者にそ及して交付した。

監督員の所属する大島支庁新島出張所は、投入場所の変更に伴う試算・検討を行ったが、運搬距離を10kmから1kmに短縮しても、中詰石を運搬する船舶をガット船から単価の高い起重機船に変更するため、全体としては増額になると判断し、投入場所の変更に伴う設計変更手続は実施しなかった。この判断の基礎資料は残されていない。

この際請負者は、大島支庁新島出張所に対して契約上では提出する必要のある変更施工計画書の提出を失念していた。

ウ 工事記録写真の撮影場所について

にいじま漁業協同組合は、以前工事実施中に工事内容変更を要望したことがあり、魚礁位置について要望がまとまったとはいえ投入場所の再変更要望もあり得るとの判断から、係長、監督員、請負者の打合せで、10km地点の工事記録写真も撮影しておくこととした。

実際の投入作業は、平成16年7月13日に中詰石、同年9月18日には岩塊についてそれぞれ開始した。この際、工事記録写真は、請負者が投入場所と異なる10kmの地点と投入場所である1km地点で撮影し、監督員はそれぞれの地点で写真撮影に立ち会った。

エ 海上保安部への届出について

請負者は、平成16年6月28日に特記仕様書のとおり10km地点に投入する計画で工事届を提出した。その後、投入場所が変更されたことについて、海上保安部より指示を受けて、1km地点に投入する旨の変更届を提出し、同

年 9 月 15 日に受理された。

オ 工事記録写真について

工事記録写真については、海洋投入が行われた 1 km 地点で撮影された写真によって整理された工事しゅん功図書が提出されなければならなかったが、請負者からは「野伏漁港区域から 10 km」地点で撮影された工事記録写真を含む工事しゅん功図書が提出された。

(3) 請求人の主張に対する見解

ア 請求人の主張

請求人の主張は以下のとおりである。

15 年度工事でしゅんせつし陸揚げした岩塊を 16 年度工事において海洋投棄したが、海洋投棄の場所は、契約書に野伏漁港から 10 km 地点と記載されているにもかかわらず、野伏漁港から 1 km 地点であった。投棄地点を 10 km から 1 km に変更したのなら支払単価も安くなるはずであるが、設計変更は行われておらず、投棄地点を 10 km として支払っている。

また、投棄地点が 10 km であるとした工事完了写真が存在する。

イ 工事経費に対する見解

投入場所の変更に伴う経費の精査を行ったところ、請求人が主張する岩塊は、ソバ地区から岸壁まで搬出後、ガット船に積み替えて海洋投入しており、この際に投入場所を 10 km 地点から 1 km 地点に変更した。しかし、この変更による施工金額の減額は少額で、新たに潜水土による投入指示工が加算されたため、経費は若干増額となった。したがって、請求人の指摘は、直接的には、当たらないと考えている。

一方、中詰石撤去工では、設計上掘削現場から岸壁までを起重機船で運搬し、岸壁でガット船に積み替え野伏漁港区域から 10 km 以遠に海洋投入する契約内容を、掘削現場から 1 km の投入場所まで直接起重機船で運搬して海洋投入するよう変更し、ガット船の使用が不用になったため経費の減額となった。なお、この 1 km 地点での投入に当たっても、新たに潜水土による投入指示工費が加算されるため、若干の増額要因もある。

ウ 工事経費の精査と精算

これらの諸要因を加味し経費を精査したところ、総額で 9,471 千円の過払いが判明したため、請負者に返還させる必要が生じた。

この金額について、平成17年2月17日請負者に返還を協議し、同月18日都に返還された。

返還金には商法(明治32年法律第48号)第514条に基づく利息を付し、同様に請求・領収した。

(4) 請求に対する見解及び対策

岩塊及び中詰石の投入場所の変更は、契約変更手続きをしなければならなかった。また、工事記録写真は、1km地点で整理しなければならなかった。

これらの問題については、局として極めて重く受け止めている。港湾局内には「港湾局工事執行体制等適正化委員会」を平成17年3月2日設置した。早急に設計から施工の各段階の執行体制等を検証し、今後より一層の厳正な事業執行を図っていく。

3 判断

本件請求において請求人は、16年度工事の契約書では海洋投入場所は野伏漁港から10km地点となっているにもかかわらず、実際には1km地点に海洋投入され、設計変更されないまま請負代金が支払われたことは違法・不当であると主張し、不当利得の返還等を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 事実経過について

監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料により、以下の事実を確認した。

ア 15年度工事で発生する岩塊の取扱いについて

(ア) 港湾局は、平成14年6月に地元漁協から大型船に対応した野伏漁港の整備について要望を受け、国に特定漁港漁場整備事業計画変更書を届け出たところ、農林水産大臣から、漁港漁場整備基本方針に適合している旨の通知が平成15年8月にあつたので、地元の要望に早急に応えるため、平成15年度中にも事業に着手することとしたこと。

(イ) 15年度工事では、野伏漁港の岩礁の一部を砕岩して港の入り口を拡幅し、発生する岩塊(以下「しゅんせつ岩塊」という。)を、「公共土砂処分場へ運搬・処分」することとしたこと。

- (ウ)平成16年1月13日、主任監督員は設計担当部門から、16年度工事で処分が必要となる中詰石について有効活用できないかとの相談を受け、地元漁協の責任者に問い合わせたこと。
- (エ)平成16年1月19日、新島村の式根島支所職員は、主任監督員からソバ地区の土砂等置き場にしゅんせつ岩塊を搬入する話を聞き、量が多いので困る、しゅんせつしたものはその工事で対応してほしいと主任監督員に述べたところ、主任監督員から平成15年度では搬出予算を組んでいないので仮置きさせてほしいと言われ、16年度工事で搬出することを条件としてこれを了承したこと。
- (オ)地元漁協から、泊地整備で発生する建設石材について、式根島海域で進めている漁場造成に利用したい旨の要望書が、平成16年2月10日付けで提出されたこと。
- (カ)新島村長から平成16年2月27日付けで、次のような趣旨の要望書が提出されたこと。
- (要望書の趣旨)
- 長年にわたり残土が仮置きされていることにより、冬期になると砂が周辺民家に飛び、洗濯物が干せない等苦情が多く寄せられ、一日も早い同地区の環境整備が求められていることから、村において使用計画を再検討した。
- については、平成15年度に受け入れるしゅんせつ土砂は一時仮置きとし、次期工事で発生する土砂とともに海洋投棄等の検討を依頼する。
- (キ)平成16年2月24日から同年3月18日にかけて、しゅんせつ岩塊がソバ地区に搬入されたこと。
- イ 16年度工事における中詰石及びしゅんせつ岩塊の投入場所について
- (ア)港湾局は、16年度工事で発生する中詰石を地元漁協の要望する場所に魚礁用石材として海洋投入するとともに、15年度工事でソバ地区に仮置きしたしゅんせつ岩塊も海洋投入することとして16年度工事の設計を行ったこと。
- (イ)設計時点では、魚礁設置場所が決まっていなかったため、中詰石及びしゅんせつ岩塊をととも野伏漁港区域から10km以遠の海上に投棄することとして設計・積算を行ったこと。
- (ウ)平成16年7月7日、地元漁協の責任者から担当監督員に、中詰石及びしゅんせつ岩塊をととも魚礁用石材として野伏漁港から1km地点(インジー

- 地先)に投入してほしい旨、口頭で要望があったこと。
- (エ) これを受け、担当監督員は、同日、請負者に対し、地元漁協が要望する地点に中詰石及びしゅんせつ岩塊を海洋投入するよう、口頭で指示したこと。
- (オ) 請負者は、平成16年7月13日から同月23日にかけて10回、起重機船により中詰石を1km地点に運搬し、海洋投入したこと。
- (カ) 平成16年7月15日、担当監督員と請負者は起重機船で10km地点に立ち寄り写真撮影した後、請負者は1km地点で中詰石を海洋投入したこと。
なお、写真には日付がないこと。
- (キ) 平成16年9月10日、港湾局建設課長ほか3名は、下田海上保安部において、担当官から、前年度に陸揚げした岩塊は水底土砂として解釈できるかどうか検討しているとの見解が示されたのに対し、中詰石及びしゅんせつ岩塊はともに当初から地元の魚礁事業要望のための資材として考えていたと説明したこと。

なお、この時、建設課長らは、投入場所は設計図書どおり10km地点であると考えていたこと。

- (ク) 請負者は、港則法(昭和23年法律第74号)の規定に基づき、平成16年6月23日付けで下田海上保安部長に工事届を提出していたが、海洋投入場所が変更になったことから、同年9月13日、次のような内容の工事変更届を提出し、同月15日、受理されたこと。

a 変更内容

中詰石運搬処分工及び岩塊(前年度工事において島内に仮置き)運搬処分工における処分地の変更

変更前・・・中詰石及び岩塊を野伏漁港沖10km以遠の海域に投棄する。

変更後・・・中詰石及び岩塊を漁場造成のための魚礁材として、式根島インジー地先沖に投入する。

b 変更理由

発注者の海上投入場所の変更指示によるため

- (ケ) 請負者は、平成16年9月18日から同月24日にかけて12回、ガット船によりしゅんせつ岩塊を1km地点に運搬し、海洋投入したこと。
- (コ) 平成16年9月21日、担当監督員と請負者はガット船で10km地点に立ち寄り写真撮影した後、請負者は1km地点でしゅんせつ岩塊を海洋投入

したこと。なお、写真には日付がないこと。

(サ)平成16年10月6日、設計変更がなされ、契約金額は1億2,147万4,500円に増額変更されたが、投入場所は10km地点のままで変更されなかったこと。なお、この時、工事変更理由書に、「特記仕様書各項の投棄とは、投入し、魚礁として再利用・有効利用することであるので追加する」と記載されたこと。

(シ)平成16年10月20日、完了検査が行われたこと。なお、この時、請負者から、工事記録写真として10km地点の写真が提出されたこと。

(ス)平成16年12月16日、既払いの前払金を除く残代金7,387万4,500円が支払われたこと。

(2)投入場所の変更に伴う設計変更手続を行わなかったことにより都が被った損害について

監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料により、以下の事実を確認した。

ア 16年度工事において、中詰石及びしゅんせつ岩塊の投入場所が契約書の10km地点から実際には1km地点に変更され、それに伴い施工方法も変更となったにもかかわらず、設計変更手続は行われなかったこと。

イ 港湾局は、施工内容が変更されたことに気付かないまま、請負代金を支払ったこと。

ウ 設計図書に記載された施工条件を変更した場合、契約金額に全く影響を及ぼさないとした特殊な場合を除き、契約書第18条の規定に基づき、契約金額の変更を行わなければならないと解されること(建設業法研究会編「公共工事標準請負契約約款の解説」)。

エ 港湾局は、請求人の指摘を受け、実際の施工内容に沿って設計内容を精査したところ、次のとおり、直接工事費で656万余円の減額になると判断したこと(表2参照)。

(ア)中詰石撤去工の変更

原設計では、起重機船で中詰石を掘削して岸壁まで運搬し、岸壁でガット船に積み替え、ガット船で10km地点まで運搬・海洋投入することとしていたが、実際は、起重機船による一連作業により中詰石を掘削して1km地点まで運搬・海洋投入したことにより、起重機船による掘削・運搬・投入経費が84万余円の増額となり、投入指示工78万余円が追加となるものの、

ガット船による運搬・投入経費 879 万余円が不要となるため、差引き 716 万余円の減額となった。

(イ) しゅんせつ岩塊運搬工の変更

原設計では、しゅんせつ岩塊についてはガット船で 10 km 地点まで運搬し、海洋投入することとしていたが、実際は、運搬距離が 1 km となったことにより、ガット船による運搬経費が 29 万余円の減額となるものの、投入指示工 89 万余円が追加となるため、差引き 60 万余円の増額となった。

(表 2) 直接工事費の増減内訳

(単位：円)

	原設計	精査後	差額
工種	49,287,759	42,721,356	6,566,403
中詰石撤去施工条件	起重機船で中詰石を掘削・運搬 (岸壁まで) ガット船で運搬・投入(10km)	起重機船による一連作業で中詰石を掘削・運搬・投入(1km)	
中詰石撤去工	34,096,400	26,927,666	7,168,734
掘削・運搬(起重機船)	25,298,000	26,140,400	842,400
運搬・投入(ガット船)	8,798,400	0	8,798,400
投入指示工	0	787,266	787,266
しゅんせつ岩塊運搬施工条件	島内に仮置中のしゅんせつ岩塊を運搬 (仮置場～岸壁) ガット船で運搬・投入(10km)	島内に仮置中のしゅんせつ岩塊を運搬 (仮置場～岸壁) ガット船で運搬・投入(1km)	
しゅんせつ岩塊運搬工	15,191,359	15,793,690	602,331
積込・運搬 (仮置場～岸壁)	4,399,915	4,399,915	0
運搬・投入(10km、1km)	10,791,444	10,494,042	297,402
投入指示工	0	899,733	899,733

オ 港湾局は、上記直接工事費の差額 656 万余円に共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税額、落札比率等を加味すると、契約に基づいて支払った請負代金は 947 万 1,000 円の過払いになるとして、請負者に返還を求めたところ、平成 17 年 2 月 18 日、請負者から同額が納入されたこと。

また、港湾局は、請負代金の支払日から上記返還金の納入日までの利息分として 9 万 9,600 円を請求し、請負者から同額が納入されたこと。

カ 上記積算内容について、当監査委員が検証したところ、積算基準に基づく妥当な算定結果であると認められること。

以上のことから、16年度工事の契約書では、中詰石及びしゅんせつ岩塊を10km地点に海洋投入することとされているにもかかわらず、実際には1km地点に海洋投入され、設計変更がなされないまま請負代金が支払われたことは、請求人の主張のとおりである。

しかしながら、港湾局は請求人の指摘を受けて設計内容を精査し、設計変更を行った場合の契約金額と既に支払われた契約金額との差額分の返還を請負者に求め、利息分を含め納入されたことから、都に生じていた損害は既に解消されていることが認められる。

(3) 監査を実施する過程で見受けられた問題点について

ア 施工管理上の問題点について

監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料により、以下の事実を確認した。

(ア) 設計担当部門は、中詰石を地元漁協が要望する場所に魚礁として海洋投入することを想定して16年度工事の設計を行ったが、魚礁設置場所が決まっていなかったため、暫定的に、投入場所を野伏漁港区域から10km以遠の海上としたこと。

(イ) 担当監督員は、中詰石及びしゅんせつ岩塊の投入場所が10km地点から1km地点に変更となったことに伴い、設計変更額を試算したが、中詰石についてはガット船よりも単価の高い起重機船で運搬・投入することになったこと、起重機船の運搬距離について積算基準の解釈・適用を誤ったことなどから、逆に約200万円の増額になると判断し、減額変更の手続きは行わなかったと説明していること。

(ウ) 主任監督員は担当監督員から約200万円の増額になるとの説明を受け、これを了承したと説明していること。

(エ) 担当監督員は、設計書に「漁港区域から10km以遠の海上に投棄する」と記載されているにすぎないから投入場所の指定は重要でなく、投入場所が変更となっても設計変更は必要ないと判断したと説明していること。

(カ) 設計担当部門は魚礁設置場所の決定状況を工事監督部門に問い合わせるなどの対応をとらなかったこと。

- (キ) 主任監督員は、地元漁協から投入場所を1 km地点としてほしい旨の要望があったものの、地元の要望は変わることが多いので投入場所が再度10 km地点に変わる可能性もあり、また、悪天候のため新島と式根島を結ぶ連絡船が欠航となることも多いので、立会いできる機会に10 km地点の写真も撮影した方がいいと考え、1 km地点のほか10 km地点の写真も撮影するように担当監督員に指示したと説明していること。
- (ク) 担当監督員は、主任監督員の指示に従い、平成16年7月15日、起重機船で10 km地点に立ち寄り、請負者とともに写真撮影だけを行い、1 km地点まで戻って中詰石の海洋投入を行った、また同年9月21日、ガット船で10 km地点に立ち寄り、請負者とともに写真撮影だけを行い、1 km地点まで戻ってしゅんせつ岩塊の海洋投入を行ったと説明していること。
- (ケ) 平成16年10月20日、工事完了検査が行われた際に、請負者は10 km地点の写真を提出して工事完了検査に合格し、投入場所の変更はなかったものとして請負代金が支払われる結果となったこと。
- (コ) 検査員(新島出張所職員)は、投入場所が変更されたことについては聞いておらず、知らなかったと説明していること。

以上のとおり、設計変更額の試算を行った際、増額になると判断したこと、及び投入場所の変更は重要でないと判断したことから設計変更手続を行わなかったとの説明を受けたが、このような判断の誤りは、工事監督部門の業務遂行として適正を欠いていたものと言わざるを得ない。

こうした積算の誤りが工事監督部門においてチェックされなかったこと、設計担当部門からの技術的支援が十分でなかったこと、及び設計図書に明記された施工内容を変更した場合は金額の増減を問わず設計変更手続を行わなければならないという基本的事項についての認識が不足していたことは問題である。

同様に、投入場所が再度変更になった場合に備えて10 km地点で写真撮影したとの説明を受けたが、実際の施工場所と異なる場所で撮影したことは、工事記録写真の性格から見て不適正であったと言わざるを得ない。

工事監督部門と設計担当部門との間で状況報告、指示、技術的支援等のコミュニケーションが適切に行われていれば、こうした事態は防止できたと考えられるので、工事施工管理体制の整備について、別項のとおり意見を付す。

イ しゅんせつ岩塊の取扱いが、式根島ソバ地区における「処分」から海洋投入へと変更になったことについて

15年度工事で発生したしゅんせつ岩塊を直ちに海洋投入せず、いったんソバ地区に搬入し、数か月後の16年度工事で搬出してから海洋投入したことにより、無駄な経費が生じたのではないかと疑問があるので、以下このことについて検証する。

監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料により、以下の事実を確認した。

- (ア) ソバ地区にあり新島村が所有する土砂等置き場は、昭和55年頃から村が実施する工事で発生した残土等の仮置き場として利用されるようになり、平成6年頃以降は、主に都の工事から発生したしゅんせつ土砂、建設残土等の仮置き場として、無料で利用されてきたこと。
- (イ) ソバ地区は法的には最終処分場ではなく、囲いなどの設備がないこと。
- (ウ) ソバ地区に搬入した土砂等を、都は、埋立て等の別途工事に再利用した実績が過去にあること。
- (エ) 15年度工事の設計図書において、しゅんせつ岩塊は「処分場に運搬・処分する」と記載されていることから、設計担当部門は、将来再利用されるまでの間、ソバ地区に「仮置き」することを想定していたものと認められること。
- (オ) 設計担当部門は、ソバ地区に長期保管された土砂が飛散するなどの苦情が住民からあったことなどから、新島村がしゅんせつ岩塊の長期保管を認めない方針であることを、15年度工事の事前説明を行った監督員を通じて知ったこと。
- (カ) 設計担当部門は、冬期は季節風が強いため、15年度工事でしゅんせつ岩塊を海洋投入することは困難であり、16年度工事で搬出することを条件に15年度工事で仮置きすることについて新島村の了承が得られたことから、15年度工事では当初設計どおりソバ地区に搬入することとしたこと。

以上のことから、港湾局は、新島村からの要望、ソバ地区は最終処分場ではないこと等を検討した結果、当初はソバ地区に「処分」する方針であったしゅんせつ岩塊を、15年度工事でいったんソバ地区に仮置きし、16年度工事でソバ地区から搬出して、16年度工事で発生する中詰石とともに海洋投入する

こととしたものと認められる。

本件において大量のしゅんせつ岩塊を短期間に二度移動させることになったことは地元からの要望に応えるためにやむを得なかったとしても、こうした事態を生じさせた原因としては、式根島の実情についての調査・調整が不十分であったため、ソバ地区への「処分」の是非について十分検討しないまま、安易に「処分」を繰り返してきたことが挙げられる。

よって、式根島における公共工事から発生した建設副産物の取扱いの現状に照らし、別項のとおり意見を付す。

4 結 論

(1) 結論

平成16年度野伏漁港 - 4 . 5 M泊地整備及びその他工事において、契約書では中詰石及びしゅんせつ岩塊の海洋投入場所は野伏漁港から10kmの地点となっているにもかかわらず、実際には1km地点に海洋投入され、設計変更がなされないまま請負代金が支払われた事実が認められたが、本件監査請求の受付後に請負者から差額分が返還され、都に生じていた損害は既に解消されていることが認められた。

よって、このことを違法・不当として不当利得の返還等を求める請求人の主張には理由がないものと認める。

(2) 意見

ア 工事施工管理体制の整備について

今回、施工内容を変更したにもかかわらず、積算の誤り等により設計変更がなされないまま請負代金が支払われ、本件監査請求の受付後に請負者に返還を求めることとなったことは遺憾である。

島しょ地域においては、職員の往来に時間と経費を要するなどの状況の中で、各島における港湾工事の施工管理が限られた人員によって行われている実情を踏まえ、港湾局及び総務局は、設計・起工・工事監督の各段階でそれぞれの部門が一体となって事業に取り組めるよう、相互の連携をより強化し、進行管理・関係者間の調整をさらに徹底するなど、工事施工管理体制の整備に努められたい。

イ 式根島における建設副産物等の取扱いについて

式根島において、都の工事から発生した建設副産物が長年仮置きされている状況にあることから、今後、関係各局は、村が行うソバ地区の管理の適正化に都の立場から協力するとともに、島しょ地域における建設リサイクルの推進に努められたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

1) 要旨

式根島において、都港湾局発注の平成 15 年「 - 4.5m 泊地整備及びその他工事」が行われ、平成 16 年度にも継続しておなわれた。

平成 15 年度工事において、浚渫した岩塊は陸揚げし、村が管理している一次保管場所「ソバ地区」に仮置きしていた。

上記仮置きして置いた岩塊を平成 16 年度工事において海洋投棄した。

しかし、海洋投棄した場所は、契約書には野伏港から 10km 離れた「N34° 18' 60" E139° 19' 40"」となっているにも係らず、野伏港から 1km(海岸から 200m~300m)の地点に投棄されたと都港湾局担当者から確認した。

投棄地点が「10km 1km」に変更したのなら、当然支払い単価も安くなるはずである。

しかし、設計変更は行われておらず、投棄地点を 10km として支払っている、という。

上記投棄地点が 10km 先であるとした工事完了写真(業者提出アルバム)が存在し、その写真には、東京都大島支所新島出張所職員が事実を確認している姿が写っている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・事実証明書

つまり、虚偽の工事完了写真を都職員も了承して本件支払を行っていた事になる。

監査委員は、厳正な事実確認を行い必要な措置を取るよう求める。

2) 賠償請求額、及び計算方法

請求人には積算方法が分らないので、 $10\text{km} - 1\text{km} = 9\text{km}$ の船の使用料を賠償請求額とする。

3) 措置請求

前抗建設の不当利得は当然であるが、本件は都職員が立合し、虚偽の工事完了の報告まで行っており、関係職員の違法な支出にも当たる。

よって、前抗建設の不当利得を返還させる事。又は、本件財務会計担当者の自己の責任で都に返還させる。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を
求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

ア 工事記録写真の写し

イ 請求人が作成した「陳述書」と題する書面の写し